相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市笹谷字大谷地二三番地三、最後の住所福島県福島市飯坂町湯野字上川原一番地の一住宅型有料老人ホーム花ゆら

被相続人　亡　佐藤　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

福島県福島市大町二番三二号　並木通りコロールビル四階

弁護士法人ブレインハート法律事務所

相続財産管理人　菅野　晴隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市細内町九九三番地三、最後の住所群馬県館林市大島町五一〇番地の九

被相続人　亡　森　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

群馬県邑楽郡大泉町西小泉四丁目二の一

相続財産管理人　弁護士　大塚　晃央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市大学町四丁目二番、最後の住所千葉県八千代市大学町四丁目二番一〇号

被相続人　亡　藤岡　高広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号　ＫＡ中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西葛西五丁目八番、最後の住所千葉県習志野市東習志野五丁目二三番一七号

被相続人　亡　石川　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号　ＫＡ中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市行田三丁目一五番地二、最後の住所千葉県八千代市村上一一一三番地一

被相続人　亡　清水　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号　建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町片貝一五一一番地二、最後の住所千葉県山武郡九十九里町下貝塚八七番地

被相続人　亡　髙中　千穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階　エバー総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区池尻四丁目一四五番地、最後の住所東京都八王子市南大沢一丁目九番地一一―五〇二

被相続人　亡　越智　崇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市高遠町東高遠二〇三八番地、最後の住所東京都小平市上水本町二丁目六番二号

被相続人　亡　久保　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市西和泉一丁目八番、最後の住所東京都杉並区下高井戸四丁目二二番二六号メゾン　ボ・ヌール二〇五

被相続人　亡　柴田　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

事務所東京都世田谷区南烏山六―二九―二　プラタナス・タカサゴ二〇一　田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中富美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市上新城五十丁字大村屋敷一九一番地、最後の住所石川県能美市泉台町南一七四番地

被相続人　亡　山田　耕作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

石川県金沢市本町二丁目二番一二号

相続財産管理人　松田　豊

相続債権者受遺者への催告

本籍石川県金沢市白菊町三四一番地九、最後の住所石川県野々市市下林四丁目二八六番地三

被相続人　亡　堀内　清章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門二〇二号　熊田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊田　慶宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市中内田一〇九五番地一、最後の住所静岡県菊川市中内田一〇九五番地の一

被相続人　亡　小原　とし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

静岡県掛川市亀の甲二丁目一五番九号

相続財産管理人　弁護士　岡崎　毅

第56期決算公告

平成28年6月14日

山形県村山市楯岡北町二丁目5番6号

土谷食品株式会社

代表取締役　競　知之

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	559,058
	固定資産	1,283,221
	合計	1,842,279
負債及び純資産の部	流動負債	947,196
	固定負債	750,626
	株主資本	144,457
	資本金	40,000
	利益剰余金	81,610
	利益準備金	5,099
	その他利益剰余金	76,511
	（うち当期純利益）	(20,847)
	合計	1,842,279